

旧統一教会による被害者への救済措置の早急な実施等を求める意見書

旧統一教会（現「世界平和統一家庭連合」）とその関連団体の反社会的活動が明らかになり、大きな社会問題となっている。

旧統一教会は、「靈感商法」や多額の献金の強要、集団結婚などにより、多くの被害者を出してきた。

こうした事態の重大性を踏まえ、更なる被害を防ぎ、被害者を救済する措置の早急な実施が強く求められる。

ついては、国においては、次のとおり対策を求める。

- 1 旧統一教会の問題に関し、「宗教法人法」に基づく報告徴収、質問権の行使等を通じ、事実把握・実態解明に努めること。
- 2 信教の自由等に十分配慮しながら、被害者救済新法「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」を円滑に運用することにより、実効性のある被害者への救済措置を早急に講ずること。
- 3 被害者本人や宗教二世等の被害者の家族が抱える問題等の解決に向けて、きめ細やかな相談・支援体制を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月23日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
法務大臣	齋 藤 健 殿
文部科学大臣	永 岡 桂 子 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品衛生）	
	河 野 太 郎 殿
国家公安委員会委員長	谷 公 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志